



バイパス早くつくって
市長と商店街連合会代表
者のみなさんたち30余名が、
1月30日、マイクロバスまし
たで、新津バイパスの工事
を早く進め、一日とお願
いしました。

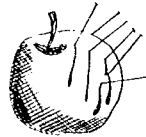


今月は次の相談所が開か
れます。申込みは市民課で
す。なお申込み多数の場合
は、次の相談日に回つても
らうことがあります。

法律相談

●とき 三月二十五日
午前十時から午後三時まで
●ところ 記念公会堂
●担当者 弁護士

自治体は泣いている



超過負担の現実 (4)

今号は超過負担の原因をみ
ましよう。二月一日号のこ
の項を参照してみてください。
国庫支出金は先号でもお話
したように、市が行うしこ
との種類に応じて事務事業費
の二分の一とか、三分の一と
かを法律や政令で決め、国が
補助金や負担金というかたち
で出しています。しかし実際
には、補助対象事業費を算定
する段階で建設費が低く見積
られたり、面積や数量を制限
されたり、また当然必要な
地取得費などはまったく除外
されているなど、国からの委
任事務(一月十五日号を参照)
と合わせ超過負担が強いられ
ています。つまり、地方自治
体が本来負担しなければなら

ない自己負担以上に、一般財
源から余計に持ち出している
ということ。こんなこと
から自己負担、超過負担に多
くの一般財源がさかれ、それ
が地方財政への圧迫となつて
いることは、黙って見過ごす
ことのできない大きな問題と
いえます。

超過負担の原因は……

施設などの費用にあつてはた
めの債務です。これには自治大
臣や県知事の許可が必要であ
り国からの補助金、負担金を
差引いた一般財源の中から一
定の割合で「起債」が認め
られることになっています。さ
らここでも対象事業費が実際
価格より低く見られるため、
その分だけ一般財源からの持
ち出し分が多くなり、実質上
の超過負担が生じています。

では、地方交付税について
はどうなっているかを見てみ
ましょう。

地方交付税は、普通交付税
と特別交付税とにわかれてい
ますが、地方公共団体の財源
均衡化と、一定の行政水準を
はかるために、国税三税(所
得税、法人税、酒税)の三二
%を地方公共団体に交付され
る税金(基準財政需要額に標
準的な施設を維持するに必要

し、条件をつけ、またはその
使途を制限してはならない」と
規定しています。

ところが実際は、国が交付
税を交付するにあつては、
その算定上の基礎となつてい
る経費の種目や基準が、あた
かも国から義務づけられた
「事務事業に使用しなければ
ならない」経費であるかのよ
うな印象を与え、国からの機
関委任事務に必要な経費は、
この交付税の中にみえてあると
しています。しかし、これは
単なる計算上のことであつて
「算入」することと「実額と
して交付する」ことでは、ま
ったく意味が違います。

たとえば、交付税をほとん
ど受けていない団体や不交付
団体では、国の機関委任事務
に必要な経費は、地方交付税
で財源措置されているとはい
えないことから明らかです。
かりに地方交付税の中に必要
経費が財源措置されてあると
しても、また交付税総額から
逆算して単位費用がはじかれ
ていることから、実勢価格
からははるく遠く、ここでも超
過負担に相応する問題がでて
くるといえます。

(次号に続きます)

献血車

「ゆうあい号」

冬期間は献血者が減つて
血液が不足しています。ぜ
ひご協力ください。

〇とき 二月十二日(土)
〇ところ 午前九時三十分
正午まで新津郷土地改良

区前(古田)、午後一時
三時まで株式会社ノバ正面
(小戸下組)

お買物、ご用命は市内で

全国ジネット・チェーン店
寝具のデパート
ふとんの嵯山屋
本町3丁目 ☎(代表) 2-0261

電話 担保貸付
〇電話使用のまま保証人なしで即融
〇その他公社、公務員月賦返済、保証人不要
丸福質舗
本町2丁目 ☎(3) 0331